平成２２年度国保特別会計補正予算（案）について

1．補正の目的

神奈川県国保連合会のシステム改修費用の増加にともない、各保険者の拠出する分担金が変更になるため。

2．補正予算額

（歳入）
3 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金
1 目 財政調整交付金

（千円）

節	補正前の額	補正額	計	備　考
1 財政調整交付金	34,549	492	35,041	

（歳出）
1 款 総務費
1 項 総務管理費
1 一 般管理費

（千円）

節	補正前の額	補正額	計	備　考
19 負担金補助及び交付金	74,748	492	75,240	

1．補正の目的

国保財政調整基金の利息分確定見込額の追加のため。

2．補正予算額

（歳入）
8 款 財産収入
1 項 財産運用収入
1 目 利子及び配当金

（千円）

節	補正前の額	補正額	計	備　考
1 利子及び配当金	10	29	39	

（歳出）
9 款 基金積立金
1 項 基金積立金
1 目 保険給付基金積立金

（千円）

節	補正前の額	補正額	計	備　考
25 積立金	100,439	29	100,468	

平成２３年度国保特別会計予算（案）について

平成２３年度国保事業特別会計の概要

平成２３年度予算、歳入歳出の総額は５，２７２，８８６千円で、前年度当初予算額と比較して０．２２％、１１，４３２千円の増加となりました。

＜歳　入＞

１．国民健康保険料

今年度における国民健康保険事業に要する費用は、国庫負担金等で賄われる部分を除き、国保法第７６条に基づき被保険者から徴収するものです。

○医療給付分

医療給付費分は、被保険者全員に賦課されます。医療分の基礎となる医療費は給付実績をもとに推計しています。

○後期高齢者支援分

後期高齢者支援金分は歳出の「後期高齢者支援金」により、被保険者全員に賦課されます。

○介護分

介護納付金分は、４０歳から６４歳の被保険者に賦課され、基礎となるものは歳出の「介護納付金額」になります。

２．証明手数料

納付額の証明手数料です。

３．国庫支出金

○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、国が定率（３４％）で負担するものですが、前期高齢者交付金分は控除されます。

○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している、「高額医療費共同事業拠出金」の1/4となります。

○特定健康診査等負担金

特定健康診査に対する負担金で、受診費用を国の基準単価で算出しその３分の１を国庫で負担するものです。

○財政調整交付金

定率では、普通調整交付金７％、特別調整交付金２％ですが、町では調整を受け、全額は交付されていません。

○出産育児一時金補助金

国の緊急少子化対策として、出産育児一時金の支給額が４万円引き上げられておりますが、引き上げた４万円のうち４分の１を国庫補助するものです。

なお、２２年度までは補助率２分の１でした。また、２３年度で終了の予定です。

４．療養給付費等交付金

退職被保険者分の医療費などに充当される交付金です。この交付金は、退職被保険者分の医療費などの費用額から、退職被保険者分の保険料を差し引いた、残りの金額が交付されるものです。

５．前期高齢者交付金

６５歳以上の被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。２０年度からの制度改正によって創設された交付金です。

概略は、前々年度の医療費実績や被保険者数に、国が決めた伸び率を乗じ、当年度の概算分として交付され、２年後に清算されます。

６．県支出金

○高額医療費共同事業負担金・特定健康診査負担金

国庫支出金と同様です。

○特定健診等負担金

国庫支出金と同様に県も健診費用の３分の１を負担します。

○都道府県財政調整交付金

国の療養給付費負担金と同様に一般被保険者の医療費や、後期高齢者支援金・介護納付金などが算定の基礎となります。

７．共同事業交付金

高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業からの交付金です。歳出の拠出金の金額から、過去の実績をもとに推計します。

９．繰入金

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

○保険基盤安定繰入金

軽減分は、低所得者層の保険料を法定で軽減した場合に、その軽減部分を県が４分の３，町が４分の１補填するものです。

支援分は、軽減対象の被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費（国２分の１、県が４分の１）で補填するものです。

○職員給与費等

人件費のほか、国保事務経費等が含まれます。２３年度は被保険者証更新年度のため、事務経費が増額となっています。

○出産育児一時金等繰入金

歳出の出産育児一時金から国庫補助金を差し引いた額の３分の２を繰り入れるものです。

○財政安定化支援事業繰入金

低所得者や高齢者が多いなど、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由による国保財政への影響を勘案して算定した額を国が補助するものです。

○その他一般会計繰入金

保険料の額を算定する際、歳出の医療給付費に対して、国庫や県費、支払基金交付金等の歳入を差し引いて足りない部分を保険料で賄いますが、医療給付費は年々増加をしております。保険料の大幅な上昇を抑制するためにその他繰入金を計上しています。

＜歳　出＞

１．総務費

総務費の内容は、人件費などの国保運営事業事務経費のほか、国保連合会への負担金や共同電算委託料、賦課徴収費などが含まれます。

２３年度は被保険者証（保険証）更新の年となりますので、その経費も含まれています。

２．保険給付費

いわゆる「医療費」に当たるもので、歳出全体の約７０％が保険給付費です

被保険者の高齢化や医療技術の向上により、年々医療費は増えてきています。

○療養諸費

療養給付費は、医療機関に現物給付される医療費で、外来、入院、歯科、調剤費用などがあります。療養費は、現金給付の部分で主にあんま、はりなどやコルセットなどの治療装具の代金、また、被保険者証を提示せず受療した際の給付などです。

○高額療養費

世帯ごとに決められた限度額を超えて被保険者が支払った医療費の一部を支給するものです。申請により支給しますが、町では月ごとに計算し、該当者した被保険者に通知しています。

○高額・介護合算療養費

２１年度からはじまったもので、医療分と介護保険の自己負担分を合わせて判定するものです。

○出産育児一時金

支給額は ２１年１０月より、緊急の少子化対策として４２万円に引き上げられています。この特別措置は２３年３月３１日までとなっていますが、国では４月以降も４２万円を継続する方針をしめしています。

○移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送された場合の費用補填を行うものです。

３．老人保健拠出金

老人保健制度は平成２０年度から廃止となり、過誤調整等の精算分のみとなっています。

４．介護納付金

国から全国の保険者共通の単価が示され、４０歳から６４歳の被保険者数に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

５．後期高齢者支援金等

老人保健制度に変わり創設された、後期高齢者医療制度への支払いです。介護納付金と同様に、全国平均の計算係数により支援金の額が算定されます。

６．前期高齢者納付金等

後期高齢者支援金等と同じく、「高齢者の医療の確保に関する法律」で規定されたもので、各保険者の加入者のうち、６５歳以上の前期高齢者の割合が大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うことになります。高齢者の加入割合が多い市町村国保は交付金を受けることになり歳入で交付金を見込んでいます。

交付金を受けていながら納付金を払うのは、過大な納付金になる保険者の、その過大になった部分を全保険者で按分し納付するためで、受け取る交付金と相殺されないため歳出科目に計上してあります。

７．共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金が主なものです。

高額医療費共同事業は、１件８０万円以上の高額な医療費の５９％を市町村の拠出金で交付し、国及び県でも市町村拠出金の４分の１に相当する額を負担します。

保険財政共同安定化事業は、１件３０万円以上の医療費のうち、８万円を超え８０万円までの部分の５９％を交付金で交付します。

８．保健事業費

○保健衛生普及費

制度広報費は、国保制度の周知のための費用で、広報資料、エイズパンフレット、ジェネリック薬品パンフレット等の購入費です。また、医療費通知を年６回送付しており、この郵送料も計上しています。

○特定健康診査・保健指導事業費

２０年度から始まった特定健康診査・特定保健指導に係る費用は、受診率等を見込み算定しています。

９．基金積立金

国保事業安定のための財政調整基金への積立金です。

１０．公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入をする際の利息です。

１１．諸支出金

○一般被保険者過年度保険料還付金

前年度の日付まで遡って資格を喪失した時などに還付となる保険料の予算です。

○指定公費負担医療立替金

７０歳以上の被保険者については、法律上２割負担ですが、国の負担で１割としているため、現金給付となった場合に、いったん保険者が負担するための予算です。なお、指定公費負担医療立替金の財源は、指定公費負担医療立替交付金として同額が計上されています。

１２．予備費

医療費等の歳出額は推計であり、急激な医療費高騰時等に備えるものです。ある程度の予備費は確保したいが、保険料に影響するため考慮して算定します。

国民健康保険料の不納欠損処分について

平成２２年度国民健康保険料の不納欠損処分について

国保加入者は、自営業や無職の人などが加入しており景気低迷が続くなか、保険料の納付が滞る者も多くなっています。その対応として、滞納者への電話催告、口座勧奨、夜間・休日の滞納整理や納付相談窓口の設置を行っています。また、悪質な滞納者に対しては資格証の交付や差押等の滞納処分を実施するなどの様々な努力をしております。

しかし、国保の保険料の時効は（徴収権の消滅）は２年であり、２年以前の滞納分については、滞納処分また徴収もできません。

近年、現年度分からの滞納繰越額が１億５千万円を超える金額になっており、平成１５年度以降毎年約１億円程度を不納欠損処分とし滞納繰越額を圧縮し、増加させないようにしてきました。

今年度分は現在事務処理を行っております。内容としては下記のとおりです。

・予定世帯数　　１，６００世帯

・予定金額　　１１，８００万円

収納率を上げるための取り組み

１．悪質滞納者への対応

・資格証明書・短期証の交付

平成１３年度より法により義務化され、１年間特別な理由もなく保険料を滞納している者に対しては、資格証明書を交付しています。また、有効期間が短い証（短期証）を交付することで、納付交渉を行い納付を促しています。

（平成２２年１２月末現在、資格証明書・５５世帯
短期証　　・５６０世帯）

・滞納処分の実施

所得や資産があるのもかかわらず、保険料を滞納している悪質な滞納者に対しては給与、預金等の差押えを実施しています。

（平成２３年１月末現在　１５件）

２．納付しやすい環境づくり

・夜間及び休日納付窓口

滞納整理強化週間を設け、月曜日から金曜日までの午後７時まで夜間納付窓口を開設しています。また休日納付相談窓口も設けて対応しています。

電話等で連絡がとれない滞納者には、直接自宅を訪問し納付交渉も実施しています。

国民健康保険制度改正（案）について

１．暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額の恒久化

概　　要

現在の出産育児一時金の支給額は、緊急の少子化対策として、平成２３年３月末までの暫定措置との位置づけで４万円引き上げられ４２万円とされていたが、来年度からは恒久化する。また、今回の引き上げ分（４万円）の財源構成は、出産育児一時金補助金が２分の１から４分の１になり、国庫補助を差し引いた残りの３分の２が一般会計法定繰入、３分の１が保険料になります。

２．国民健康保険料限度額の４万円引き上げ

概　　要

高齢化の進展などで医療費が増嵩し、それに伴って国保料総額の増加も避けられない中、中間所得者層により一層の負担を求めるのは困難と判断し、課税限度額に達している高所得者層に新たな負担を求めることとし、限度額に達する世帯の割合が４％台になるよう適宜引き上げてきた従来の方針を平成２２年度に転換し、被用者保険との公平性を踏まえ、協会けんぽの本人負担の上限（平均保険料率を用いると約９３万円、介護分を含めると約１０８万円）を目安に、今後の段階的な引き上げをめざす。

内　　容

医療分保険料	１万円引き上げ　　５０万円　→　５１万円
後期高齢者支援金分保険料	１万円引き上げ　　１３万円　→　１４万円
介護分保険料	２万円引き上げ　　１０万円　→　１２万円